平成２３年（フ）第３９２号
金沢市高畠１丁目205番地、従前の本店所在地金沢市此花町５番６号
破産者　株式会社アイベックス
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１０５号
金沢市観音堂町ロ102番地
破産者　有限会社末正工業
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１７号
石川県能美市出口町イ49番地
破産者　株式会社金井電機製作所
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第６５０号
静岡県浜松市中区龍禅寺町93番地
破産者　有限会社植松屋水産
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
愛知県稲沢市国府宮２丁目８番10―101号
破産者　小堺産業株式会社
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第７６号
愛知県稲沢市朝府町17番１―807号
破産者　有限会社朝府技建
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１８号
香川県高松市番町４丁目11番５号
破産者　株式会社高山建築設計
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第８３号
福岡県筑後市大字尾島365、商業登記簿上の本店所在地福岡県筑後市大字鶴田237番地リベア船小屋Ｂ－１
破産者　株式会社筑後通商
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第４２号
福岡県京都郡みやこ町犀川大坂1194番地１
破産者　有限会社箕面組
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第６０号
茨城県土浦市白鳥町367番地４
破産者　山本　昭夫
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１３号
長野県佐久市鍛冶屋204番地13
破産者　高見澤　聡
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第３２５８号
札幌市中央区南12条西１丁目２番28―903号、開始決定時の住所札幌市中央区南５条西23丁目１番23―201号
破産者　山口　恭明
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４１号
札幌市白石区平和通２丁目南６番４号
破産者　條野　勝治
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７５号
札幌市手稲区前田６条13丁目３番25号　ブルーハウスＢ―102号
破産者　田澤　正雄
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８２０号
愛知県瀬戸市北浦町４丁目12番地　フレックス瀬戸103、開始決定時の住所愛知県瀬戸市西寺山町30
破産者　綾川　哲生
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０１１号
愛知県清須市春日県83番地　グランメール春日205号
破産者　濱﨑　泰光
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３８７号
名古屋市中川区打出１丁目120番地
破産者　坂本　哲也
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５４９号
愛知県知多郡美浜町大字上野間字里屋敷35番地
破産者　谷川　正剛
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７５号
京都府南丹市八木町氷所川西11番地
破産者　中川　英行
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第２９８号
大分市大字森町708番地　フラワーハイツ森町Ａ―105号、住民票上の住所大分市富士見が丘西２丁目８番１号
破産者　尾藤　天威
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係